

高齢者虐待防止・身体拘束廃止の指針まとめ

I. 基本的な考え方

高齢者虐待とは、権利や生活が損なわれる不適切な扱い全般を指す。

身体拘束も高齢者虐待に含まれる。

「不適切なケア」の段階で早期発見し、虐待の芽を摘む。

II. 身体拘束廃止の考え方

身体拘束は利用者の自由と尊厳を奪う行為。

職員は拘束の弊害を理解し、拘束しないケアを目指す。

身体拘束禁止の原則

介護保険の基準では、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は禁止。

例外として認められる三原則(すべて満たす必要あり)

- 1.切迫性:生命・身体に危険がある。
- 2.非代替性:他に方法がない。
- 3.一時性:一時的な措置である。

III. 施設の基本方針

- ・ 身体拘束は原則禁止。
- ・ 緊急時でも、委員会で検討し、本人・家族の同意を得て実施。
- ・ 実施後は記録を残し、早期解除に努める。

IV. 日常ケアの留意点

- ・ 利用者の尊厳と主体性を尊重。
- ・ 精神的自由を妨げない言動を心がける。
- ・ 他職種と連携し、個別対応を丁寧に行う。
- ・ 安易な自由の制限は避ける。
- ・ 安全確保が必要な場合は委員会で検討。
- ・ 常に振り返り、拘束に準ずる行為を避ける。
- ・ 指針は希望者に閲覧可能(9時～17時)。

V. 高齢者虐待防止・身体拘束廃止委員会

目的

- ・ 尊厳あるケアの提供
- ・ 明るく元気な生活支援
- ・ 人権尊重と可能性の発見

活動内容

- ・ 毎月1回の定例会
- ・ 職員の意識啓発
- ・ 拘束判断の体制整備
- ・ 教育・研修の実施
- ・ センサー使用者の状況把握

委員構成

- ・ 医師、看護師、介護福祉士、リハビリ職など
- ・ 委員長は施設長、副委員長は委員会で選出
- ・ 任期は1年(再任可)

VI. 身体拘束を行う場合の対応手順

1.カンファレンスの実施

委員会で三原則を満たすか確認し、拘束方法・期間などを検討。

2.本人・家族への説明

内容・目的・期間などを詳細に説明し、同意を得る。

3. 記録と再検討

法的に記録を残し、拘束解除に向けて検討。

4.拘束の解除

必要性がなくなったら速やかに解除し、報告する。

VII. 職員教育・研修

- ・ 年2回の施設内研修
- ・ 外部研修参加後の報告
- ・ 新規採用者への基礎研修
- ・ 必要に応じた追加教育

VIII. その他

- ・ 委員会の記録は5年間保管